

鳥獣被害防止特措法 これまでの改正の主な内容について

鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月に鳥獣被害防止特措法が全会一致で成立。被害対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進、捕獲鳥獣の利活用の推進等を図るため、平成24年、26年及び28年に改正。

● 技能講習に係る規定の適用除外【H24、26、28改正】

一定の要件を満たす鳥獣被害対策実施隊員は『当分の間』、それ以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する一定の要件を満たす者は『平成33年12月3日までの間』※、銃刀法の技能講習に係る規定の適用を除外。

※ 平成24年の改正で『平成26年12月3日までの間』とされていたものを、平成26年改正で2年間延長され、平成28年改正でさらに5年間延長。

● 捕獲した鳥獣の食品（ジビエ）としての利用等の推進【H24、28改正】

- ・ 国等が講ずる措置として、捕獲した鳥獣の食品としての利用等を図るため必要な施設の整備充実、技術の普及等を明記。【H24改正】
 - ・ 法律の目的規定に、捕獲した鳥獣の食品としての利用等を明記。
 - ・ 国等は、食品等としての安全性に関する情報収集等に努めなければならないことを規定。
 - ・ 国は、国・地方公共団体・事業者・民間の団体等の連携強化に必要な施策を講ずることを規定。
- 等【平成28改正】

● 住民に被害が生ずるおそれがある場合等の対処【H24改正】

市町村の被害防止計画に定める事項として、対象鳥獣による住民の生命等に係る被害が生じるおそれがある場合等の対処に関する事項を追加。

● 市町村長による都道府県知事への要請【H24改正】

市町村長は、市町村の被害防止施策のみによっては対象鳥獣による被害を十分に防止することが困難であると認めるとき、都道府県知事に対して必要な措置を講ずるよう要請することができる規定を新設。

● 捕獲等に関わる人材の確保に資するための措置【H24改正】

国等は、狩猟免許及び猟銃所持許可を受けようとする者の利便の増進に係る措置を講ずるよう努めるとともに、捕獲報償金の交付や射撃場の整備等の措置を講ずるよう努める旨を明記。

● 財政上の措置【H24改正】

国等が講ずる財政上の措置として、対象鳥獣の捕獲等をはじめとする被害防止施策の実施に要する費用に対する補助を明記。

● 鳥獣被害対策実施隊の設置促進・体制強化【H28改正】

- ・ 市町村は必要と認める場合、鳥獣被害対策実施隊の設置に関する事項を被害防止計画に定めなければならない旨の規定を新設。
- ・ 国等は、市町村の鳥獣被害対策実施隊の設置や機能強化等に対して支援に努める旨の規定を新設。

● 被害防止施策の効果的な推進【H28改正】

- ・ 被害防止計画を定める市町村内で指定管理鳥獣捕獲等事業が実施される場合、関係者は相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないことを規定。
- ・ 国等は、捕獲等の技術の高度化等を図るための技術開発を推進することを明記。
- ・ 国等は、被害防止の取組における危害の発生を防ぐため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないことを規定。
- ・ 国は、関係行政機関の調整を行い、被害防止施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、鳥獣被害対策推進会議を設けることを規定。